

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会表彰規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(以下「本協会」という。)定款第4条第6号及び11号の規定に基づき、障がい者のスポーツの発展に特に顕著な功労・功績のあった者を表彰し、もって障がい者のスポーツ振興に資することを目的とする。

第 2 章 表 彰

(表 彰)

第2条 会長は、障がい者のスポーツに顕著な功績、又はその他の模範として推奨するに価する業績のあった者を表彰する。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 特別功労章

障がい者のスポーツ発展のため特に顕著な功労のあった者

(2) 功労章

永年にわたり障がい者のスポーツの発展に功績のあった者並びに地域や各種関係団体で障がい者のスポーツの発展に功労のあった者

(3) 特別賞

障がい者のスポーツにおいて顕著な成績をあげた者

なお、パラリンピック競技大会において優秀な成績を収めた者の取扱いについては別に定める

(表彰の方法)

第4条 表彰は、会長が表彰状を授与して行うものとする。

2 表彰を受けた者の氏名又は名称及び事績の概要は、本協会の発行する会に掲載して公表する。

第 3 章 表彰手続

(表彰候補者の推薦等)

第5条 本協会は、表彰に価すると認められる者があるときは、その実績を調査するものとする。

2 都道府県及び指定都市並びに各関係団体は、表彰候補者があるときは、その実績を調査し、本協会に推薦するものとする。

(提出書類)

第6条 前条に定める推薦又は、実績の調査をする場合は、次の各号の内容を具備したものを提出しなければならない。

- (1) 履歴書または経歴書
- (2) 功績調書
- (3) 推薦書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本協会が必要と認める書類

(被表彰者の決定)

第7条 会長は、表彰に該当すると認められる者がある場合は、表彰審査会(以下「審査会」という。)にはかり、表彰を受ける者を決定する。

第 4 章 審査会

(設置及び所掌事項)

第8条 表彰の適正を期するため、本協会は審査会を設置する。

(審査会の構成)

第9条 審査会は、次の者をもって構成する。

- (1) 常務理事
- (2) 医学委員長、技術委員長及び科学委員長
- (3) その他会長が必要と認めた者

(運 営)

第10条 審査会は会長が、主宰するものとする。

2 審査会の事務を処理するため事務局を置く。事務局は本協会に置く。

第 5 章 補 則

(委 任)

第11条 表彰候補者の推薦基準その他表彰の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成15年1月8日から施行する。
- 3 この規程は、平成16年1月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成20年10月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の設立の登記の日(平成23年12月1日)から施行する。

《留意事項》

1. 表彰対象者

- (1) 者とは、個人及び団体をいう。
- (2) 個人表彰の対象は生存者とする。ただし、表彰状を受ける者が受賞前に死亡したときは、故人の名をもってその遺族に行うことができる。
- (3) 特別功労章及び功労章については、叙勲及び大臣表彰を受けた者は対象としない。
- (4) 特別功労章及び功労章を受けた者は、同種の章の対象としない。
- (5) 特別功労章を受けた者は功労章の対象としない。
- (6) 下記の3の(2)に該当する推薦団体は表彰の対象としない。

2. 表彰者数

同一年度内における表彰者の数は、概ね特別功労章5名以内、功労章30名以内とし、推薦者が多数の場合は、同一推薦団体内における人数を制限することもある。

3. 推薦

- (1) 推薦理由は概ね前年度以後におけるものとする。ただし、特別の事情がある場合には、本協会と協議するものとする。(特別の場合を除いてさかのぼらない。)
- (2) 推薦は、原則として次の者が行う。
 - ア 特別功労章及び功労章
都道府県・指定都市民生主管部(局)、
都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会協議会登録協会、
障がい者スポーツセンター、障がい者スポーツ競技団体協議会登録団体
障がい者スポーツ指導者協議会
 - イ 特別賞:障がい者スポーツ競技団体協議会登録団体
 - ウ 本協会

4. 表彰の時期

表彰は、原則として、毎年度末に開催する三協議会会議等、多くの関係者が参加する機会を利用して実施する。

5. その他

「団体競技」とは、バスケットボール、バレーボール、ゴールボールなどのスポーツを指す。陸上競技、水泳、卓球、ボウリング、テニス等における「リレー」、「ダブルス」、「チーム」、「トリオ」等は、個人競技における「種目」であり、団体競技とは区別している。

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会表彰規程による被表彰者推薦基準

1 特別功労章

- (1) 全国的又は、国際的規模で原則として15年以上にわたって功績のあった概ね55歳以上の者
- (2) 広域的(複数の都道府県)な活動で原則として20年以上にわたって功績のあった概ね55歳以上の者
- (3) 本協会に対し、1,000万円以上の金品の寄贈をされた者

2 功労章

都道府県、指定都市以上で概ね15年以上にわたって功績のあった者

3 特別賞(対象:1月1日～12月31日の1年間)

- (1) デフリンピック競技大会の1位、2位、3位の者
- (2) 個人競技において、対象期間内に開催されたIPC、CPISRA、IWAS、IBSA、ICSD、INASまたは国際障害別スポーツ団体が主催する世界選手権大会で1位になった者
- (3) 団体競技において、対象期間内に開催されたIPC、CPISRA、IWAS、IBSA、ICSD、INASまたは国際障害別スポーツ団体が主催する世界選手権で1位、2位、3位のいずれかに入賞した者
- (4) 対象期間内に開催されたIPC、CPISRA、IWAS、IBSA、ICSD、INASまたは国際障害別スポーツ団体が公認する競技会において、世界記録を上回る公認記録を樹立した者
- (5) 記録による協商でない競技については、対象期間内にIPC、CPISRA、IWAS、IBSA、ICSD、INASまたは国際障害別スポーツ団体が公表する世界ランキングで1位になった者

附 則

- 1 この基準は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成19年10月1日から施行する。
- 3 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この基準は、平成21年12月1日から施行する。
- 5 この基準は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 この基準は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の設立の登記の日(平成23年12月1日)から施行する。
- 7 この基準は、平成24年12月7日から施行する。
- 8 この基準は、平成28年11月25日から施行する。